

# 仕 様 書

## 1 業務名

OTA 等に掲載する旅行商品の販売促進に向けた WEB・SNS での情報発信事業

## 2 実施時期

契約締結の日～ 令和 4 年 3 月 31 日（木）

## 3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という）は、瀬戸内を囲む 7 県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が合同して瀬戸内ブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。

新型コロナウイルス拡大により旅行需要が低迷している中、国内において新たな旅のスタイルのニーズを把握した滞在型・分散型旅行等のコンテンツの整備と流通環境を整えた上で、WEB 広告や SNS での情報発信を行い、瀬戸内地域の流通を最大化させ、地域事業者の観光消費を向上することを目的とする。

尚、コンテンツと流通環境の整備については、機構が今期に公告している「新たな旅のスタイル」に対応した瀬戸内らしい滞在コンテンツ企画開発・流通環境整備事業（以下「連携事業」という）において OTA 等への掲載を実施する為、当事業においてはその OTA 等への流入を最大化させる広告や情報発信のみを実施する。

## 4 業務の内容

上記の目的を踏まえ、以下（1）（2）の業務を遂行すること。尚、（1）については OTA 内の特設ページへの流入数 42,100 回以上を KPI とし、達成する為の具体的な実施内容と効果測定方法を提案すること。

また、ターゲットは首都圏、関西圏、北部九州等の大都市圏および瀬戸内域内の在住者を想定しているが、新型コロナウイルス感染状況や連携事業の方針を鑑みながら、機構と協議の上決定する。

### （1）WEB・SNS を活用した広告配信

連携事業において OTA 内に制作する瀬戸内の特設ページへの流入促進を図る WEB 広告（リスティング広告・バナー広告等）と SNS 広告を配信する。配信期間は特設ページの掲載期間に合わせて最適な期間で実施する。

### （2）SNS の運用

機構のWEB媒体である「瀬戸内 Finder」の SNS アカウント (Facebook、Instagram) を活用し、瀬戸内の特設ページやコンテンツ、観光情報等について情報発信を行う。発信内容は写真等も活用しながら、特設ページへの流入促進に効果的な内容で投稿すること。尚、発信回数は各 SNS で 10 回以上とし、Instagram については別途ストーリー投稿も活用すること。

Facebook アカウント：<https://www.facebook.com/SetouchiFinder>

Instagram アカウント：<https://www.instagram.com/setouchifinder/>

## 5 執行体制

上記業務の実施にあたって、機構に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

## 6 注意事項

### (1) 情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。
- ・セキュリティ上の脅威が検知された場合に、機構へ速やかに連絡できる仕組みを構築すること。
- ・当業務遂行にあたり収集した個人情報については、法律等の規定に基づき適切に管理すること。また、万が一漏洩等、事故が生じた際はすみやかに機構へ報告すること。

### (2) 制作物に関して著作権並びに所有権は当機構に帰属するものとする。

## 7 報告書・成果物の提出並びに納品について

毎月 3 営業日までに、月単位の事業進捗状況と広告効果を計測した月例報告書を提出すること。

また、年間の報告書を下記の通り提出すること。

- (1) 提出物 事業実施報告書 2部および電子データ
- (2) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構
- (3) 提出期限 令和4年3月24日(木)

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意すること。

- ・事前に監督職員の承認を受けること。
- ・事業実施状況等をわかりやすく編集すること。
- ・事業実施による効果を調査し、とりまとめること。

## 8 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。また計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

## 9 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告するものとする。

## 10 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 上記(1)(2)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

## 11 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が発生した場合は、その都度、機構と協議の上処理すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名、契約種別、契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (4) 新型コロナウイルス感染防止による外出自粛等、業務の遂行に影響があるものについては、随時機構と協議の上、内容の一部変更や期間の変更・中止等の対応を取ること。

(一社) せとうち観光推進機構

担当：長本、田代

TEL：082-836-3217